

漁港情報クラウドシステムの運用等 に関する実施要領

令和7年(2025)度版
公益社団法人 全国漁港漁場協会

(総 則)

第1条 この要領は、公益社団法人全国漁港漁場協会（以下「当協会」という）が行う漁港情報クラウドシステムの運用等に適用するものとする。

(漁港情報クラウドシステムの定義と保存するデータ及び運用ソフトの分類)

第2条 漁港情報クラウドシステム（以下「本システム」という）とは、漁港管理者等による活用を前提に漁港、漁場、漁村及び海岸等の、施設の整備、利用、管理に関わるデータを集約的に保存し、容易に活用できるシステムであって、当協会が開発・運営を行うもの。

2 保存するデータのうち、多数の利用者等による活用を前提とし、(昭和26年農林水産省令第47号)漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（令和6年4月1日施行）第18条に規定された漁港台帳に記載すべき事項、及び海岸法施行規則（農林省、運輸省、建設省令第1号）第8条に規定された海岸保全区域台帳に記載すべき事項で、当協会が認める共通のフォーマットで保存するデータ、及び測量設計等の委託業務成果のデータ、老朽化点検結果等の各種調査データ等、GISシステム内で地図情報と相互に関連するものを共通データと呼び、独自システムにより作成されたデータの他、利用者が自由に入出力可能なデータなどを個別データと呼ぶ。

3 本システム内で、保存するデータを多数の利用者等に利用させるため当協会が作成し運用するソフトを汎用ソフトと呼び、当協会以外の者が運用するソフトを独自ソフトと呼ぶ。

(会員)

第3条 本システムの使用を希望する者は、別添様式1の登録申請書を当協会に提出し、許可を得ることができる。協会は、別添様式2の登録承諾書によりIDを付与し、会員として登録する。

会員は、一般会員、民間会員、及び特別会員からなる。

2 一般会員は、施設管理者である地方自治体で、本システムにデータを保存し利用することができる。

3 民間会員はA、B、Cに分けられる。

1) 民間会員Aは、一般会員からデータ作成を受託する民間法人で、漁港台帳標準フォーマットとそれに係る入力ソフトを無償で利用でき、当協会よりデータ作成指導（有料）を受け取ることができる。

2) 民間会員Bは、自ら開発したソフトを本システムに接続して、データ利用を希望する民間法人で、当協会より本システムに係る基本的な情報を受け取ることができる。

3) 民間会員Cは、本システムのデータの利用を希望する民間法人をいう。

4 当協会と協力して本システムの技術開発に参画するものを特別会員とする。

- 1) 当協会と特別会員は、システム向上、技術開発のために連絡会議を設ける。
- 2) 当協会は連絡会議での協議をへて、本システムのソフト開発、データ作成に係るデータ検証の作業を特別会員に行わせることができる。

(会費等の納入)

第4条 会員は別途定める入会金及び年会費を支払う。なお、国、都道府県及び、都道府県漁港漁場協会会員である一般会員はこれを免除する。

- 2 本システムにデータを保管する会員は、別途定める保管料を支払う。
- 3 本システムにコンピュータを接続しデータを使用する会員は、別途定めるシステム使用料及びライセンス発行手数料を支払う。
- 4 本システムに独自ソフトを接続しデータを利用する会員は、別途定める利用料を支払う。

(保管の申込み)

第5条 本システムにデータを保管し、使用しようとする一般会員は別添様式3の使用依頼書(新規)により申し込む。なお、データ作成業務を民間会員A等に委託した場合は、その受託者に申し込みを代行させることができる。

- 2 一般会員がデータ作成業務を民間会員以外の企業に委託した場合、その受託者は別添様式7の審査依頼書(新規)を協会に提出し、データの審査・変換・登録を当協会に依頼することができる。
- 3 一般会員、民間会員B若しくは特別会員で独自ソフトを本システム上で運用を希望する時は、様式5の利用依頼書(新規)により申し込む。

(受付け審査)

第6条 当協会は、使用しようとする会員若しくは受託者(以後「依頼者」という。)より依頼があったデータについて、別途定める受付け審査基準により適否を審査するものとする。なお、不適当であれば修正を依頼する。

- 2 当協会は、受付け審査を実施するにあたり、依頼者に対し別途定める審査料を請求する。
- 3 当協会は、依頼者に対し、必要に応じ受付け審査会に出席のうえ資料の説明を求めることができる。
- 4 修正作業が膨大になるなど、所要経費に大幅な変更が予想される場合には、当協会は依頼者と協議するものとする。
- 5 独自ソフトを本システムに接続し利用する依頼者は、利用の目的、本システムとの接続・データの登録方法、システム登録データの利用内容等を記載した独自ソフト利用計画書を当協会に提出する。なお、独自ソフト利用計画書は任意の書式とする。
- 6 当協会は、独自ソフト利用計画書の記載内容が適切と判断された場合に、利用を許可する。なお、独自ソフトの利用に際して汎用ソフトの調整、改良等が発生する場合には、この費用を依頼者に請求するものとする。

(利用内容の確認)

第7条 当協会は、前条の規定により、利用対象として適当と認められたデータ及び独自ソフトについて、利用しようとする会員との間で利用内容の確認を行うものとする。

(使用または利用の開始と更新)

第8条 当協会は、前条の規定による使用または利用内容の確認の後、本システムにデータを保管し、或いは独自ソフトの運用を可能とする。会員及び一般会員からの受託者には本システム使用または利用のためのユーザーIDとパスワードを付与し、使用または利用を開始するものとする。

2 使用または利用期間は1年単位を基本とし、複数年の利用も可能とする。本システムの使用または利用更新については、様式3または(様式5)の使用(利用)依頼書(更新)により申し込む。協会は、様式4または(様式6)の使用(利用)承諾書により新たなパスワードを付与し、その有効期限は更新時の担当者引継ぎなどを考慮し、当該翌年度の4月30日までとすることを原則とする。

3 本システムに漁港台帳データを保管する際、当協会は一般会員に対し該当する漁港台帳データのPDF版を本システムから、ダウンロード可能とする。

(保管しているデータの変更)

第9条 本システムに保管した自らのデータを変更しようとする一般会員は、様式7に定める審査依頼書(更新)により、当協会に申し込むものとする。なおデータ変更業務を民間会員A等に委託した場合は、その受託者に申し込みを代行させることができる。

2 一般会員が更新など変更・追加データ作成業務を民間会員以外の企業に委託した場合、その受託者は別添様式7の審査依頼書(更新)を協会に提出し、データの審査・変換・登録を当協会に依頼することができる。

3 当協会はデータを変更しようとする会員等から保管の依頼があったデータについて適否を審査する。審査については第6条の規定を準用する。

(会員の資格)

第10条 会員の登録期間は、入会時にあっては、当協会が会費等の納入を確認してから当該年度の末日(3月31日)までとし、それ以降は年度毎に更新するものとする。

2 会費の納入がない会員(会費を免除されている会員を除く)に対しては、当協会より督促する。督促後半年の期間を経過しても納入がない場合は、会員の登録資格を停止することができる。保管料、接続料、利用料についても同様とする。

3 会員の登録資格を停止することを希望する会員は、その旨を当協会に申し出ることで、任意に登録資格を停止することができる。

(施設情報の電子化等の普及)

第11条 当協会は、本システムの運用を通じ、漁港、漁場、漁村及び海岸等の、施設情報の電子化とそれらを活用した整備・開発、利用・管理等の効率化等に役立つように、汎用ソフトの開発に努めるほか、必要な資料等を作成して関係行政機関・関係団体等に配布するなど、当該技術の普及が図れる

よう努めるものとする。

(災害発生時の本システムの使用)

第12条 当協会は、災害発生時、査定資料の作成等に関係者が本システムを使用する場合、一般会員である施設管理者からの依頼によりその使用を認める。その場合の本システム使用期間、閲覧の範囲、本システム使用料等は関係者と協議して決定する。

実施要領の改訂履歴

発行	平成29年4月1日
一部改訂	令和3年9月1日
一部改訂	令和4年5月1日
一部改訂	令和6年4月1日
一部改訂	令和7年4月1日